

公共牧場機能強化等体制整備事業実施要領

制 定 令和3年4月1日付け2生畜第2336号
最終改正 令和5年4月1日付け4畜産第2396号
農 林 水 産 省 生 産 局 長 通 知

第1 趣旨

公共牧場機能強化等体制整備事業の実施については、公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3畜産第1691号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、要綱第4の用語の定義に定めるところによる。

第3 事業内容

本事業は、要綱第5第2項に定める事業実施主体が行う次に掲げる取組に要する経費に対し助成し、補助対象基準及び補助率は別表1のとおりとする。なお、和牛等の育種改良・増殖等を行う試験場等においては（1）及び（2）イの取組に要するものに限る。

（1）強化計画の策定

事業実施主体が強化計画の策定のために行う計画検討会の開催、現地調査等の取組

（2）公共牧場機能強化等体制整備

ア 国産飼料の生産・供給

（ア）国産飼料の生産・供給体制の構築

事業実施主体が飼料生産組織等と連携して公共牧場で飼料を生産するために行う検討会の開催、公共牧場内で生産した飼料を公共牧場内外で安定供給するために行う検討会、現地調査等の取組

（イ）草地改良等や飼料生産・調製機械等の導入

（ウ）飼料生産・調製・保管・供給体制の強化を図るための施設等の改修・整備

（エ）施設等の整備に係る施設用地の改良及び既存施設の撤去

イ 優良和牛の増産

（ア）和子牛供給体制強化を図るための繁殖雌牛等の導入

（イ）預託受入頭数の拡大

（ウ）繁殖雌牛等の導入又は預託受入頭数の拡大に必要な施設等の改修・整備

（エ）草地改良等や飼料生産・調製機械等の導入

（オ）飼料生産・調製・保管・供給体制の強化を図るための施設等の改修・整備

（カ）施設等の整備に係る施設用地の改良及び既存施設の撤去

（キ）和子牛供給体制強化に必要な（エ）以外の機械等の導入

- 2 事業実施主体は、前項（1）の取組を実施する場合にあっては、当該取組終了の日から2年後の日の属する年度の年度末までに前項（2）の取組を行うものとする。この場合、要綱第8に定める申請手続により、改めて交付申請を行うもの

とする。なお、前項（１）の取組の交付決定は、当該取組終了の日から２年後の日の属する年度の年度末までに行われる前項（２）の取組の交付決定を保証するものではない。

第４ 事業の成果目標及び目標年度

要綱第 23 の成果目標は、取組毎に次の事項を満たす目標値を設定するものとする。

１ 強化計画の策定

第 3 第 1 項（１）の取組を行う場合は、当該取組終了の日から２年後の日の属する年度の年度末までに実施する第 3 第 1 項（２）の取組を行う際に、以下に掲げる（２）の成果目標を設定すること。

２ 公共牧場機能強化等体制整備

（１）国産飼料の生産・供給

次のいずれかの成果目標を設定するものとする。なお、基準年は事業実施前年度とし、目標年度は事業完了年度から３年度以内とする。

ア 国産飼料の生産量の拡大

公共牧場内で生産する飼料の収穫量を 15%以上向上させること。

なお、基準年における実績がない場合においては、天災地変その他やむを得ない事由があるときを除き、第 6 第 2 項の要件を満たした上で、当該地域における牧草等の平均単収を元に飼料生産量の目標値を設定するものとする。

イ 公共牧場内外での国産飼料の供給量の拡大

公共牧場内で生産した飼料を公共牧場内外へ供給することとし、次のいずれかの成果目標を設定する。

（ア）飼料供給量を 10%以上拡大すること。ただし、公共牧場内のみで飼料供給量の拡大の取組を行う場合は、飼料供給量を 15%以上拡大するものとする。

（イ）飼料供給先の農家戸数を 3 戸以上増加すること。なお、基準年における実績がない場合においては、天災地変その他やむを得ない事由があるときを除き、第 6 第 2 項の要件を満たした上で、飼料供給先の農家戸数を 3 戸以上確保するものとする。

（２）優良和牛の増産

次のいずれかの成果目標を設定するものとする。なお、アの基準年は事業実施年度、イからエまでの基準年は事業実施前年度とし、目標年度は事業完了年度から３年度以内とする。

ア 和子牛の生産頭数の拡大

事業を実施する公共牧場が所有及び供用する繁殖雌牛等頭数（本事業で導入した牛を含む。）の 2 倍以上の頭数の和子牛を生産し、かつ、当該和子牛のうち高資質和子牛が過半数を占めること。

イ 和牛受精卵の供給量又は移植の増加

和牛受精卵の供給個数又は自牧場での和牛受精卵の移植個数が 10%以上増加し、かつ、当該増加個数のうち高資質和子牛の生産が見込まれるものが過半数を占めること。

ウ 受託繁殖雌牛を活用した和子牛の生産拡大

繁殖雌牛の受託を 10%以上増頭し、受託した繁殖雌牛に人工授精を行い、妊娠確認が取れた頭数を 10%以上増加させること。さらに、人工授精に使用した種雄牛の育種価は、当該公共牧場が所在する都道府県等において上位 2 分の 1 以上であること。

- エ 受託乳用牛を活用した和子牛の生産拡大
受託した乳用牛に和牛受精卵移植を実施し、妊娠確認が取れた頭数を10%以上増加させること。さらに、当該増加した妊娠確認牛のうち高資質和子牛の生産が見込まれるものが過半数を占めること。

第5 事業実施主体

要綱第5第2項に定める事業実施主体のうち、同項第8号の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める者は、以下の1から6までのいずれかに該当する組織であることとする。

- 1 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの
- 2 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- 3 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、以下の（1）から（3）までの全ての要件に適合するもの
 - （1）農業を主たる事業として営んでいること。
 - （2）株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないこと、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。
 - （3）持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。
- 4 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であつて、以下の（1）及び（2）の要件に適合するもの
 - （1）農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。
 - （2）その規約が以下に掲げる事項の全てに該当していること。
 - ア 当該団体の目的として、機械及び施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定が盛り込まれていること。
 - イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - ウ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - オ 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- 5 国産飼料の生産を主たる事業として営む法人（原則として、直近3年以上の活動実績があること。）
- 6 地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）が特に必要と認める団体

第6 事業の実施基準

1 施設等の改修・整備、機械導入に係る実施基準

- （1）補助対象事業費は、実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の改修・整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、補助対象事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施につ

いて」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知)によるものとする。

- (2) 地方農政局長は、事業実施主体が改修・整備を行った施設等及び導入した機械が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合(施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合)には、当該事業実施主体に対し、改善指導を行うものとする。
- (3) 補助対象となる機械・施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。また、改修の場合には、改修後の耐用年数が5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効活用並びに補助対象事業費の低減等を図る観点から、本対策の実施地区の実情に照らし適当と認められる場合には、増築、併設、合体施工若しくは直営施工を行い、又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。
 なお、この場合の古材については、原則として、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
 このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(令和3年6月15日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用となるよう考慮した上で、適切な選定を行うものとする。
- (4) 補助対象となる機械・施設等については、既存の機械・施設等の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、交付対象外とする。また、機械については、その導入目的に即して適正に使用するものとする。
- (5) 本事業により整備する機械・施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分に協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- (6) 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とする。
- (7) 要綱第31の助成の対象経費は、本事業の成果目標の達成に要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- (8) 施設整備に当たっては、以下に掲げる基準事業費を補助の上限額とする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により地方農政局長が特に認めた場合は、この限りでない。

施設整備の内容	基準事業費	特認事業費
① 飼料調製貯蔵用施設 <ul style="list-style-type: none"> ・バンカーサイロ ・ストックヤード ・飼料庫(乾草舎を含み、附帯設備を除く。) ・飼料調製・梱包施設 (附帯設備を除く。) 	7千円/m ³ 10千円/m ² 45千円/m ² 50千円/m ²	9千円/m ³ 13千円/m ² 59千円/m ² 65千円/m ²
② 家畜飼養管理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・乳用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。) 	45千円/m ²	59千円/m ²

・肉用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	29千円／m ²	38千円／m ²
③ 家畜ふん尿処理施設 ・堆肥舎 ・尿貯留施設 1,000m ³ 未満 1,000m ³ 以上 (附帯設備を除く。)	45千円／m ² 30千円／m ³ 25千円／m ³	59千円／m ² 39千円／m ³ 36千円／m ³

2 事業実施前年度における取組実績がない場合の実施基準

第3第1項(2)アの取組を行うに当たって、事業実施前年度における取組実績がない場合は、天災地変その他やむを得ない事由があるときを除き、次の(1)及び(2)の各要件を満たすものとする。

- (1) 目標年度までに利用を計画する草地等(採草地、採草放牧兼用地及び飼料畑をいう。以下同じ。)の実面積は、おおむね3ha以上とすること。
- (2) 目標年度までに利用を計画する草地等の50%以上の面積において、本事業により草地改良等の取組を行うこと。ただし、事業実施年度の直前4年以内に、目標年度までに利用を計画する草地等の50%以上の面積において草地改良等を実施している場合はこの限りでない。

3 その他の取組に係る実施基準

- (1) 第3第1項(2)の取組を行う場合は、別記様式第1号により、目標年度までの飼養計画及び目標年度の飼料生産・供給計画を記載した強化計画を策定するものとする。
- (2) 第3第1項(2)のイの(ア)の繁殖雌牛等の導入を行う場合は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第8条から第13条までの規定を遵守するとともに、導入した繁殖雌牛等の個体識別情報の写しを実績報告の際に提出するものとする。
- (3) 第3の第1項(2)のアの(イ)及びイの(エ)の草地改良等に当たっては、現地調査、土壌分析や堆肥分析等に基づく適正な土壌改良資材及び肥料の投入、優良品種の導入により行うものとする。
- (4) 土壌分析及び飼料分析を行う場合は、公的機関等により実施されるものとする。ただし、既に公的機関等が分析した結果を有している場合には、その分析結果を用いることができるものとする。また、調査分析の方法の詳細については、飼料自給率向上総合緊急対策事業実施要領(令和4年12月27日付け4畜産第1933号農林水産省畜産局長通知)別紙2-2-①別添の草地難防除雑草駆除対策調査分析実施方法によるものとする。本事業は、これらの分析により、飼料生産基盤として利用が確実に見込まれる草地等を対象とする。
- (5) 本事業で利用する牧草等の優良品種の種子については、原則として飼料作物優良品種種子利用促進要領(昭和50年4月21日付け50畜B第233号農林省畜産局長通知)第1の1に基づき都道府県知事が指定する奨励品種であって、品質の証明を受けたもの(以下「奨励品種」という。)とする。ただし、奨励品種を利用しない場合には、都道府県試験場等の公的機関が奨励品種と同等の品質であると証明した品種の種子とする。
- (6) 本事業で利用する農薬剤については、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条第9項に基づき農薬の登録がなされているものとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

- (1) 要綱第 10 の事業実施計画については、別記様式第 1 号により作成するものとする。また、要綱第 10 第 4 項の費用対効果分析は、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2087 号、3 農産第 2896 号、3 畜産第 1989 号、農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）に準じて実施し、投資効率等を十分検討するものとする。
- (2) 事業実施主体は、前号の事業実施計画の作成を行うに当たって、あらかじめ関係する機関（市町村、都道府県、農協、畜産農家等）と調整を図ることとする。
- (3) 地方農政局長は、事業実施主体に対し、前号の関係する機関との調整の結果について、必要に応じ報告を求められることができるものとする。
- (4) 要綱第 10 第 1 項により交付申請書に添付された事業実施計画の提出を受けた地方農政局長は、事業実施計画に記載された内容がその管轄を越える場合、関連する地方農政局長に連絡するとともに、必要に応じて事業実施計画の内容の確認等の協力を求めることができるものとする。

2 事業審査基準

- (1) 要綱第 10 第 1 項により交付申請書の提出を受けた地方農政局長は、別表 2 の審査項目について審査を行い、審査項目 1 から 3 まで及び 5 において「適切でない」と判断される項目がない場合に限り、事業実施主体として採択する。
- (2) 地方農政局長は、前号の審査に当たり、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し公平性の確保に努めるものとする。
- (3) 地方農政局長は、要綱第 11 第 1 項により交付決定を行った場合には、畜産局長に報告するものとする。

3 事業の優先採択

事業の採択に当たって、申請額が予算額を超えた場合には、別表 2 の審査項目について審査基準に基づいて採点を行った地方農政局の審査結果を畜産局で取りまとめ、得点の多い順に予算を配分する。なお、得点が高同点の場合は、別表 2 の審査項目 6 の点数が高い順とする。

第 8 事業の着工

- 1 事業の着工（資材・機械の発注を含む。以下同じ。）は、原則として、補助金交付決定後に行うものとする。
ただし、地域の実情において事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着工することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 2 前項のただし書により交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、あらかじめ地方農政局長の適正な指導を受けた上で、交付決定前着工届（以下「着工届」という。）を別記様式第 2 号により、地方農政局長に提出するものとする。
- 3 地方農政局長は、事業実施主体の第 1 項のただし書による着工については、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着工する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても、必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、補助金交付申請書に着工年月日及び着工届の文書番号を記載するものとする。

第 9 事業実施状況の報告

- 1 要綱第 32 の事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度以降、目標年度まで毎年 7 月末日までに別記様式第 3 号により地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、前項の報告の内容について検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第 10 事業の評価

- 1 要綱第 33 の事業評価の報告は、別記様式第 4 号により事業実施主体自らが事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の 8 月末日までに地方農政局長へ提出するものとする。
- 2 地方農政局長は、報告を受けた前項の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検するものとする。
- 3 地方農政局長は、前項において事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合（事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除く）には、事業実施主体に対し成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

第 11 施設等の管理運営等

1 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

また、本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名を表示するものとする。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が本事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難いなど、やむを得ない場合には、事業実施主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

第 12 導入牛等の管理運営等

1 管理運営

事業実施主体は、本事業の目標年度が終了した後においても、要綱第 26 で定めた財産処分制限期間は引き続き導入牛の飼養を継続し、善良な管理をもって、事業目的に沿った利用を行うものとする。

また、導入牛は、事業実施主体の所有であることとする。ただし、公共牧場の運営期間外に事業実施主体以外の者に貸付又は管理委託をすることができるものとする。この場合において、事業実施主体は、導入牛等の貸付又は管理委託に係る規程を整備するものとし、かつ、借受者又は管理受託者との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。

2 事故等による損害賠償

導入牛に盗難、失踪、死亡、その他重大な事故が生じた場合には、事業実施主

体は、遅滞なく、その旨を地方農政局長に報告し、指示を受けるものとする。

事業実施主体は、事故発生後においても、代替牛を導入するなどして強化計画に基づく取組の実施に努めるものとする。

第13 不正行為に対する措置

地方農政局長は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正またはその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

第14 その他

- 1 地方農政局長は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、畜産局長が別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則

- 1 この実施要領の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 1による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1

補助対象経費及び補助率について

区 分	補助対象基準	補助率
1 強化計画の策定	① 検討会開催に係る経費 (会場借料、資料印刷費、通信 運搬費、消耗品費、取りまと め費 等) ② 現地調査に係る経費 (旅費、資料印刷費 等)	定額
2 公共牧場機能強化 等体制整備 (1) 国産飼料の生産 ・供給 ア 国産飼料の生 産・供給体制の 構築	① 検討会開催に係る経費 (会場借料、資料印刷費、通信 運搬費、消耗品費、取りまと め費 等) ② 現地調査に係る経費 (旅費、資料印刷費 等)	定額
イ 草地改良等や 飼料生産・調製 機械等の導入	① 対象となる草地改良等に係る 経費は次のとおり。 ・土壌分析費 ・堆肥分析費 ・飼料分析費 ・薬品費 ・肥料費 ・土壌改良資材費 ・種子費 ・暗渠資材費 ・燃料費 ・作業委託費 等 ② 対象となる飼料生産・調製機 械は次のとおり。 ・耕うん用機械 ・碎土整地用機械 ・堆肥散布機 ・堆肥切返作業機 ・播種用機械 (牧草、とうもろ こし、ソルゴー) ・追播種機 ・刈取機 ・運搬機 ・反転機 ・集草機 ・フォーレージハーベスター ・とうもろこし収穫機 ・梱包機 ・梱包格納用機械 ・サイレージ等取出機 ・積込機 等	1 / 2 以内 (ただし、 草地改良に係る経費の 10a 当たりの補助額の 上限は、1.5 万円とす る。なお、施工が完了 する前において、自然 災害による土壌流出、 その他やむを得ない理 由により再施工が必要 と地方農政局長が認め る場合は、この限りで ない。)

<p>ウ 飼料生産・調製・保管・供給体制の強化を図るための施設等の改修・整備</p>	<p>飼料調製貯蔵用施設の整備費であり、対象となる施設は次のとおり（これらと一体的に整備する附帯施設、機器等を含む。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストックヤード ・飼料庫 ・乾草舎 ・バンカーサイロ ・飼料調製・梱包施設 等 	<p>1 / 2 以内</p>
<p>エ 施設等の整備に係る施設用地の改良及び既存施設の撤去</p>	<p>対象となる施設用地の改良及び既存施設の撤去に係る経費は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設用地改良費 ・既存施設撤去費 等 	<p>1 / 2 以内</p>
<p>(2) 優良和牛の増産 ア 和子牛供給体制強化を図るための繁殖雌牛等の導入</p>	<p>対象となる繁殖雌牛等は、和子牛の生産において、その産子を提供・保留することを目的として繁殖の用に供する肉専用種、乳用種又は交雑種の雌牛とする。</p> <p>なお、繁殖雌牛等の導入経費には、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費（手数料、購入旅費、運搬経費等）を含む。</p>	<p>1 / 2 以内（1頭当たりの補助額の上限は、肉専用種妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円とする。）</p>
<p>イ 繁殖雌牛等の導入又は預託受入頭数の拡大に必要な施設等の改修・整備</p>	<p>対象施設は次のとおり（これらと一体的に整備する附帯施設、機器等を含む。）。</p> <p>① 家畜飼養管理施設 (乳用牛)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾乳牛舎 ・育成牛舎 等 <p>(肉用牛)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖雌牛用牛舎 ・分娩用牛舎 ・子牛哺育育成牛舎 等 <p>② 繁殖関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受精卵移植施設 等 <p>③ 家畜ふん尿処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥舎 ・尿貯留施設 ・貯留槽 ・堆肥発酵施設 等 <p>④ 放牧関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜避難舎 ・看視舎 ・牧柵 ・飲水施設 等 	<p>1 / 2 以内</p>

<p>ウ 草地改良等や飼料生産・調製機械等の導入</p>	<p>① 対象となる草地改良等に係る経費は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌分析費 ・ 堆肥分析費 ・ 飼料分析費 ・ 薬品費 ・ 肥料費 ・ 土壌改良資材費 ・ 種子費 ・ 暗渠資材費 ・ 燃料費 ・ 作業委託費 等 <p>② 対象となる飼料生産・調製機械は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耕うん用機械 ・ 砕土整地用機械 ・ 堆肥散布機 ・ 堆肥切返作業機 ・ 播種用機械（牧草、とうもろこし、ソルゴー） ・ 追播種機 ・ 刈取機 ・ 運搬機 ・ 反転機 ・ 集草機 ・ フォーレンジハーベスター ・ とうもろこし収穫機 ・ 梱包機 ・ 梱包格納用機械 ・ サイレージ等取出機 ・ 積込機 等 	<p>1 / 2 以内（ただし、草地改良に係る経費の10a当たりの補助額の上限は、1.5万円とする。なお、施工が完了する前において、自然災害による土壌流出、その他やむを得ない理由により再施工が必要と地方農政局長が認める場合は、この限りでない。）</p>
<p>エ 飼料生産・調製・保管・供給体制の強化を図るための施設等の改修・整備</p>	<p>飼料調製貯蔵用施設の整備費であり、対象となる施設は次のとおり（これらと一体的に整備する附帯施設、機器等を含む。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストックヤード ・ 飼料庫 ・ 乾草舎 ・ バンカーサイロ ・ 飼料調製 ・ 梱包施設 等 	<p>1 / 2 以内</p>
<p>オ 施設等の整備に係る施設用地の改良及び既存施設の撤去</p>	<p>対象となる施設用地の改良及び既存施設の撤去に係る経費は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設用地改良費 ・ 既存施設撤去費 等 	<p>1 / 2 以内</p>
<p>カ 和子牛供給体制強化に必要な2（2）ウ以外の機械等の導入</p>	<p>① 繁殖技術向上に係る機械等の導入費で、対象となる機械装置等は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受精卵移植関連機械装置 ・ 分娩監視装置 ・ 発情発見装置 等 <p>② 家畜飼養管理機械装置等の導入費で、対象となる機械装置等</p>	<p>1 / 2 以内</p>

	<p>は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICタグ、ICタグ管理システム ・ 哺乳ロボット ・ 飼養ゲージ ・ 飼料タンク ・ 飼料調製用機械 ・ ミキサーフィーダー 等 <p>③ 放牧関連機械装置等の導入費で、対象となる機械装置等は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放牧地の繋留施設（スタンション） ・ 放牧用電牧機 ・ ICタグ、ICタグ管理システム等 	
--	--	--

別表 2

公共牧場機能強化等体制整備事業審査表

審査項目	審査の観点	審査基準	評価
1 事業執行体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施主体の要件を満たしているか。 ○ 定款など組織運営に必要な規程は整備されているか。 ○ 事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。 	<p>【5点満点】</p> <p>5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択</p>	
2 事業執行方法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者の現状における課題が明確となっており、その課題解決に向けた取組内容となっているか。また、取組内容は事業の趣旨と合致しているか。 ○ 事業の執行に当たり、適正なスケジュールが設定されているか。 ○ 提出された事業実施計画書に記載漏れはないか。また、添付書類の欠落はないか。 	<p>【5点満点】</p> <p>5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択</p>	
3 補助金管理体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計規程が整備されているか。 ○ 円滑な経理事務を行うことができる適正な執行体制を有しているか。 ○ 財務状況が健全な団体であるか。 	<p>【5点満点】</p> <p>5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択</p>	
4 交付決定取消の原因となる行為の有無	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去3か年に国からの交付決定取消を受けていないか。 	該当する場合は、－8点	
5 事業計画等の妥当性	<p><取組内容の効率性></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取組の内容が、要綱第1の趣旨及び第3の目的に沿っているか。 ○ 成果目標を達成するために効果的な内容となっているか。 ○ 導入する家畜、機械及び整備を 	<p>【5点満点】</p> <p>5点：極めて適切 4点：適切 3点：概ね適切 2点：一部見直しが必要 1点：大幅な見直しが必要</p>	

	<p>行う施設等が、成果目標の達成に寄与するものであるか。導入する家畜、機械及び整備を行う施設等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるか。</p> <p>○ 導入する家畜、機械及び整備を行う施設等の能力及び規模が適正であり、かつ、過大なものではないか。</p> <p>○ 収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められるか（地方自治体を除く。）。</p> <p>○ 施設等を整備するに当たり、費用対効果分析が実施され、投資効率等が十分検討されているか。</p> <p>○ 申請者の負担分の適正な資金調達及び償還計画が策定されているか。さらに、その計画が確実に実行されると見込まれるか。</p> <p>○ 補助金額は、実施要領第6第1項（8）に示す上限金額の範囲内であるか。</p>	<p>0点：適切でない ※0点の場合は不採択</p>	
	<p><成果目標の妥当性></p> <p>○ 成果目標が適正に設定されており、かつ過小又は過大なものとなっていないか。</p> <p>○ 目標年度が適切に設定されているか。</p>	<p>【5点満点】</p> <p>5点：極めて適切 4点：適切 3点：概ね適切 2点：一部見直しが必要 1点：大幅な見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択</p>	
<p>6 飼料自給率向上への寄与</p>	<p>○ 国産飼料の生産・供給の取組みにおける成果目標の設定数値に応じて加算。</p>	<p>5点：35%以上 3点：25%～34% 1点：15%～24%</p>	
<p>7 その他</p>	<p>○ 事業の円滑な遂行に向けて、都道府県、市町村、関係機関等と連携が取れている体制となっているか。</p>	<p>連携体制が取れる体制となっていれば、2点加算</p>	

	○ 広域的な取組み（複数の都道府県区域に及ぶ取組み等）となっているか。	広域的な取組みとなっていれば、2点加算	
	○ 事業対象の公共牧場において障害者が就労しているか。	就労していれば、1点加算	
		満点 35点	

地方農政局の所見

- ※ 一部見直しが必要又は大幅な見直しが必要との評価の場合は、どのような見直しが必要か記載すること。
- ※ 一部見直しが必要又は大幅な見直しが必要との評価を受けた事業実施主体候補者に対しては、採択通知に該当箇所の見直しを条件とする旨、記載すること。
- ※ 事業執行体制の妥当性、事業執行方法の妥当性、補助金管理体制の妥当性及び事業計画等の妥当性のいずれか1つでも適切でないと評価を受けた場合は、不採択とする。